

2013年2月4日

原発いらない福島の人たち 有志の皆さま

東京電力株式会社
広報部原子力センター所長 會田 満男

ご返信ならびに1月11日にいただきましたご質問につきまして、以下のとおり付け加えてのご報告をさせていただきます。

1. 賠償について

当社は、原子力損害の原因者であるということを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するという観点から、原子力損害賠償法に基づく賠償の実施に取り組んでおります。

迅速な賠償対応に向けて、体制の整備や業務の運用改善を図り、現在は、請求書類等の到着から3週間以内の確認、合意書をご返送後1週間を目途にお支払いをするという目安に沿って、迅速かつ公正な賠償を進めているところです。

賠償は、個々の事情に応じて様々な状況を考慮する必要があることから慎重におこなわなければならない面はありますが、個別事情の反映や証憑収集の効率化などを進め、また現地における被害を受けた方々のニーズにきめ細かく対応できるよう、今年の1月に福島復興本社を設立しました。

福島復興本社を1月に立ち上げることに伴い、現地拠点の社員を350名増員しています。賠償の迅速化、円滑化、きめ細かな対応などのご要請についての、当社の体制整備の現状として合わせてご報告いたします。

なお、1月11日にいただきました、「自主的避難に係る賠償支払いの請求書の中に『自主的避難に係る賠償について、代表者は本請求書の内容をもって合意することを了承し、東京電力は本請求書の内容を確認できた場合にはこれに合意のうえ、当該代金を代表者が指定した口座へ振り込むこと』と記載がある。これは今後もう請求はできなくなるということか。この文言は二重線で消して提出するようにという話も聞いているので、確認したい。」というご質問につきましては、下記のとおり回答いたします。

賠償については、当社と被害者さまとの合意の上、お支払いをさせていただいており、ご指摘の記載は、当該請求書の請求内容について合意いただけるかの確認をしているものです。具体的には、賠償金額をご請求頂く場合の通常の流れは、ご請求書を受領し、当社にてご請求内容を確認させて頂き、確認結果を踏まえたお支払金額を通知とあわせて合意

書をご送付させていただいております。その後、合意書に同意いただき、当社へ返信いただきお支払いをさせて頂くこととなりますが、『自主的避難等に係る損害に対する賠償』に関しては、当社事故発生当時の生活の本拠としてのご住所を確認させていただき定額にてお支払いしております。

平成 24 年 12 月 5 日にお知らせしております『自主的避難等に係る損害に対する追加賠償』では、ご請求者の利便性も考慮した結果として、ご請求にあたり、合意書を省略することについて併せてご確認いただくために、ご請求書にご指摘の事項を記載させていただいたものです。

ご心配されるような今後の請求を認めないということではございませんので、二重線で消していただく必要もございません。

2. 適正な労働条件の確保策について

当社としては、作業員の方が適正な労働条件のもとで働けるようにすることは、事故収束につながる大変重要な課題であると認識しております。

そこで報道等から指摘されている不適切な下請契約等の問題を重く受け止め、アンケートにより、就労実態の把握に努めるとともに、抜き打ち・監査的に元請会社に下請を含めた雇用実態を確認することとしました。

アンケート結果については 1 2 / 3 にホームページにアップしておりますので、そちらをご覧ください。

【参考】

『就労実態に関するアンケート』に関する結果および今後の対策案について
http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/m121203_05-j.pdf

アンケートの結果を踏まえ、具体的には、

- ・元請による不適切な就労形態を防止する対策が実行されているか当社として確認する
- ・作業員への雇用契約に関する講習会などを通じて、労働法令の理解と遵守意識について作業員の方まで浸透を図る
- ・その上で、問題のあるような場合は、労働相談窓口などへ相談頂くことなどを行っていく所存です。

今後も、元請各社等の協力をいただきながら労働法令遵守の励行に取り組んでまいります。

3. 福島第一原子力発電所5, 6号機、福島第二原子力発電所について

昨年5月に経済産業大臣から認定いただいた「総合特別事業計画」において、福島第一原子力発電所5, 6号機、福島第二原子力発電所については、今後10年間の発電を織込んでおりません。

福島第二原子力発電所については、昨年1月24日に国ならびに福島県に「復旧計画書」を提出し、現在は復旧計画書に基づき、冷温停止維持をより一層確実にするため、「冷温停止維持に必要な設備」及び「保安規定遵守に係わる設備」について、仮設設備から本設設備へ復旧する作業を進めています。

この復旧工事は、今年3月中に全号機完了する予定です。

原子炉の起動に必要な、タービンや発電機等は、冷温停止に関わる設備ではないことから、今回の復旧計画の対象設備には入っていません。これら設備は、設備腐食や劣化防止の観点から、水抜き乾燥状態にすることや、発電機については窒素を封入することなどを実施し、適切に「保管」することとしています。

福島第一原子力発電所5, 6号機については、昨年12月27日に、国に「長期保管計画」を届出しました。原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる設備以外は「保管」とし、必要最小限の機能維持を図ることとしています。

1月11日に「福島第二原子力発電所では電源盤の取替工事をしている。再起動のための準備ではないか」とのご発言がありましたので、追加して、ご報告させていただきました。

4. 「門前払いをしないことを約束してください」について

1月11日同様、内容につきまして、事前にアポイントをいただいた上で、会場の確保等調整の結果、実施可能であれば、ご意見、ご要望をお聞かせいただく機会を設けさせていただきますと思います。

事前にアポイントがなく、当日入室をご要望された場合は、建物警備等の観点からご要望にはお応えしかねますので、ご理解いただきたいと思います。